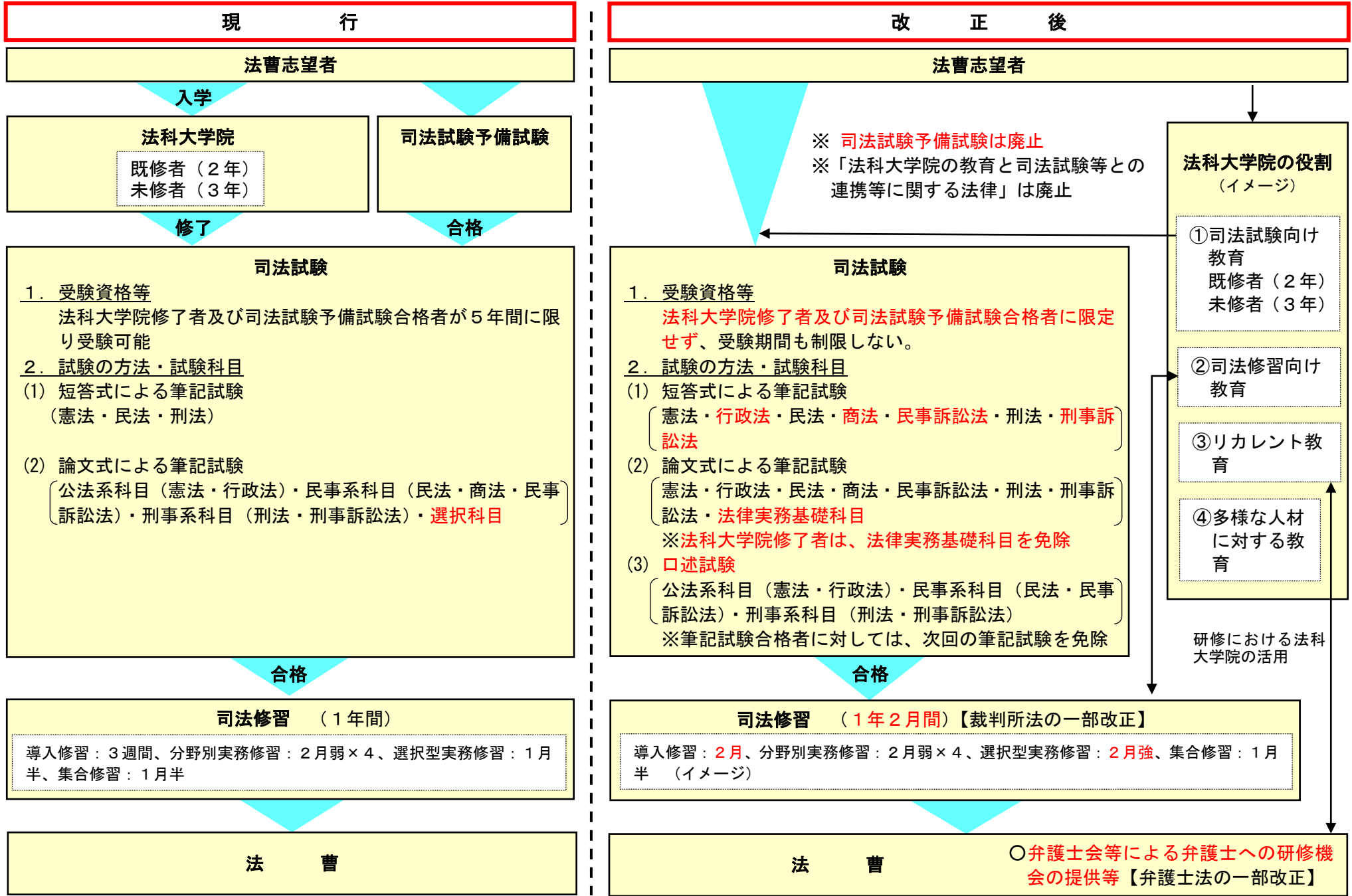


司法試験法等の一部を改正する等の法律案について



法科大学院の役割
(イメージ)

- ①司法試験向け教育
既修者（2年）
未修者（3年）
- ②司法修習向け教育
- ③リカレント教育
- ④多様な人材に対する教育

研修における法科大学院の活用

施行期日：一部の規定を除き、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行
 経過措置：改正後の司法試験が初めて行われる年から6年間は、従前の司法試験も併せて実施